

4 発注者が第二項の遅滞にあるときは、受注者は、この契約の目的物の引渡しを拒むことができる。この場合において、受注者が自己のものと同一の注意をもって管理したにもかかわらずこの契約の目的物に生じた損害及び受注者が管理のために特に要した費用は、発注者の負担とする。

5 発注者の遅滞の後、この契約の目的物の引渡しまでの管理のため特に要した費用は発注者の負担とする。

6 受注者が履行の遅滞にあるときは、この契約の目的物に生じた損害は受注者の負担とし、不可抗力の理由によってその責めを免れることはできない。

第二十四条（発注者の中止権及び解除権） 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知して工事を中止し、又はこの契約を解除することができる。この場合、発注者は、これによって生じる受注者の損害を賠償する。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、書面をもって受注者に通知して工事を中止し、又はこの契約を解除することができる。この場合において、第一号から第五号まで及び第七号のいずれかに該当するときは、発注者は、受注者に損害の賠償を請求することができる。

一 受注者が正当な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二 工事が正当な理由なく工程表より著しく遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、受注者が工事を完成する見込みがないと認められるとき。

三 受注者が第二条又は第十条第一項の規定に違反したとき。

四 前三号のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 受注者が建設業の許可を取り消されたとき又はその許可が効力を失ったとき。

六 資金不足による手形又は小切手の不渡りを出す等受注者が支払いを停止する等により、受注者が工事を続行できないおそれがあると認められるとき。

七 受注者が次条第二項各号のいずれかに規定する理由がないにもかかわらず、この契約の解除を申し出たとき。

3 発注者は、書面をもって受注者に通知して、前二項で中止された工事を再開させることができる。

4 第一項により中止された工事が再開された場合、発注者は、受注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を請求することができる。

5 第一項から第三項までに規定するいずれかの手続がとられた場合、発注者は書面をもって監理者に通知し、前項の請求が行われた場合、受注者は書面をもって監理者に通知する。

6 この契約を解除したとき工事の出来形部分は発注者の所有とし、発注者、受注者及び監理者が協議の上清算する。このとき前払金に残額のあるときは、受注者はその残額について前払金額受領の日から利子を付けてこれを発注者に返す。

第二十五条（受注者の解除権等） 発注者が前金払、部分払の支払いを遅滞し、相当の期間を定めて催告しても、なお支払いをしないとき、受注者は工事を中止することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者はこの契約を解除することができる。

一 受注者の責めに帰すことができない工事の遅延又は中止期間が工期の三分の一以上、又は二ヶ月に達したとき。

二 発注者が工事を著しく減少したため、請負代金が三分の二以上減少したとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行ができなくなったと認められるとき。

四 発注者が請負代金の支払い能力を欠くと認められるとき。

3 前二項の場合においては、受注者は発注者に損害を賠償を要求することができる。

4 第二項による契約解除については、前条第六項の規定を準用する。ただし、利子については、この限りでない。

第二十六条（紛争の解決） この契約について発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、契約書記載の調停人による解決を依頼するか、又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によってその解決を図る。この場合において、審査会の管轄について発注者と受注者との間で特別の合意がないときは、同法第二十五条の九第一項又は第二項に定める審査会を管轄審査会とする。

2 発注者又は受注者が前項により紛争を解決する見込みがないと認めるとき、又は審査会があつて若しくは調停をしないものとしたとき、又は打ち切ったときは、発注者又は受注者は、仲裁合意書に基づいて審査会の仲裁に付することができる。

3 発注者又は受注者は、申し出により、この約款の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第一項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。

4 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合で、発注者又は受注者の一方又は双方が第一項の調停人のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

第二十七条（情報通信の技術を利用する方法） この約款において書面により行わなければならないこととされている通知、承諾、解除等は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第二十八条（補則） この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者及び監理者が協議して定める。

以上この契約の証として本書 _____ 通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

_____年 _____月 _____日

発注者 住所 _____
氏名 _____ ㊟

住所 宮城県大崎市古川江合寿町一丁目10番21号
受注者 株式会社トータルホームプラン
氏名 代表取締役 伊辺 秀吉 ㊟

私/当社は、発注者/受注者の保証人として、この契約の下での発注者/受注者の義務の履行を保証します。

(それぞれいずれか該当しない方を二重線で捺印して、その部分に押印してください。)

保証人 住所 _____
氏名 _____ ㊟

上記工事に関し、発注者との間の契約に基づいて発注者から監理業務（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第七項で定める工事監理並びに同法第十八条第三項及び第二十條第三項で定める工事監理者の業務を含む。）を委託されていることを証するためここに記名押印する。

監理者 住所 _____

収入
印紙

工事請負契約書

発注者 _____

受注者 株式会社トータルホームプラン

発注者/受注者 保証人 _____
(保証人をおく場合に限り記載してください。「発注者/受注者」のうち、いずれか該当しない方を二重線で捺印して、その部分に押印してください。)

監理者 _____ として
(監理者をおく場合に限り記載してください。)

この契約書（約款含む）と添付の図面 _____ 枚、仕様書 _____ 冊によって工事請負契約を締結します。

1. 工事 _____

2. 工事場所 _____

3. 工期 着手 _____ 年 _____ 月 _____ 日 又は工事許・認可の日から _____ 日以内
完成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 又は工事着手の日から _____ 日以内
引渡 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4. 請負代金額 金 _____ 円
うち工事価格 金 _____ 円
(取引に係る消費税額を除く)
取引に係る消費税額 金 _____ 円

5. 支払方法 この契約成立のとき 金 _____ 円 又は _____ 割
部分払 { 第1回 金 _____ 円 又は _____ 割
第2回 金 _____ 円 又は _____ 割
完成引渡し のとき 金 _____ 円 又は _____ 割

6. 調停人 _____
(調停人を定めた場合に記載してください。)

7. 瑕疵担保責任の履行に関する措置
(「特定宅形瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の適用の有無および措置の内容に従い、下欄の該当箇所を○で囲み、注の指示に従ってください。)
(注) 「有」を選択した場合には、履行を確保する手段を(a)、(b)から選択し、別紙の保証書併用又は責任保険用のいずれかに必要事項を記載のうえ、この請負契約書と一体化して綴り、捺印を押し、注文書に交付してください。
(イ) 有 (a) 供託 (b) 責任保険 (ロ) 無

8. 「特定商取引に関する法律」の適用の有無
(「特定商取引に関する法律」の適用の有無および措置の内容に従い、下欄の該当箇所を○で囲み、注の指示に従ってください。)
(注) 「有」を選択した場合には、「特定商取引のクーリングオフに関する別紙」(クーリングオフに関する規定が赤字の中に赤字で印刷してある別紙)を、この請負契約書と一体化して綴り、捺印を押し、注文書に交付してください。
(イ) 有 (ロ) 無

9. その他 _____
(注) 建設工事が、建設工事に係る資料の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第5条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)断端工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化